

資料5

■愛宕・築地・光岸地地区復興まちづくり計画（素案イメージ）作成にあたっての情報共有

第3回検討会においては、これまでに検討されてきた意見を「地区復興まちづくり計画（素案イメージ）」として整理しています。

ただし、複数の考え方がある個所や関係機関との協議などにより再度検討すべき事項などを以下に整理しています。

1. 復興まちづくりを検討する前提となる津波シミュレーションの条件

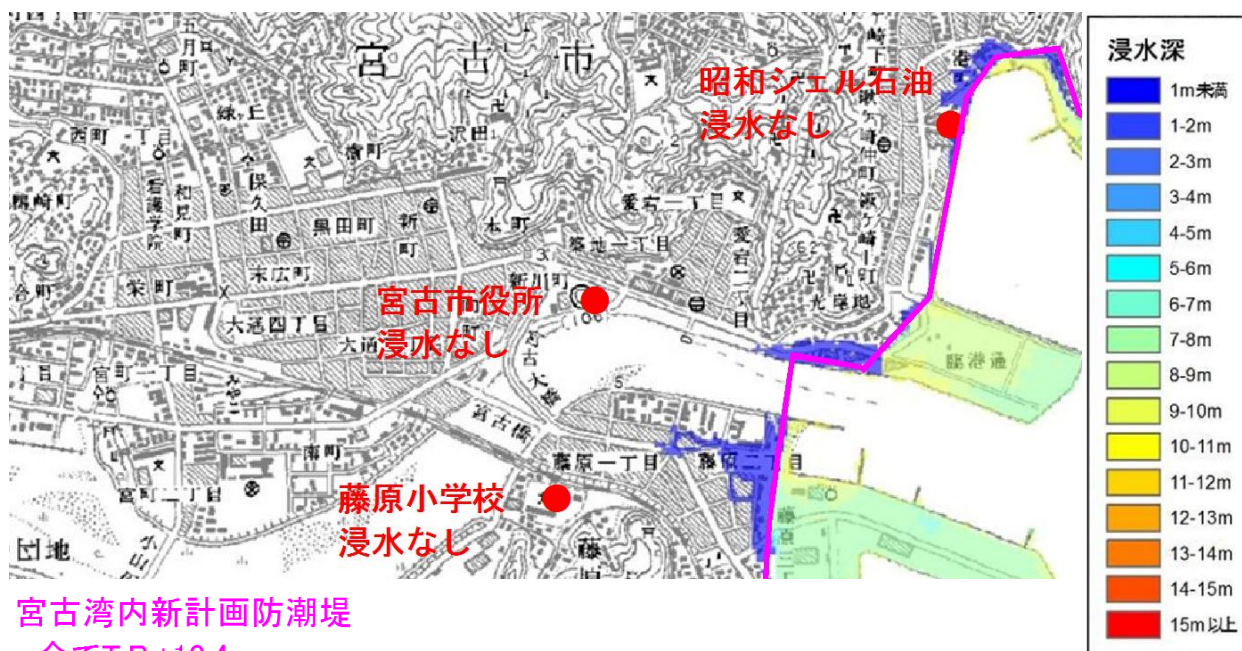
これまでの検討会で津波シミュレーションの情報を発信してきましたが、国や県から復興まちづくりを検討する前提となる津波シミュレーションの条件が指示されました。

これは、多重防災型のまちづくりを進めるうえで、効果的な整備を進め、過大な施設整備を行わないためであると考えます。

●津波シミュレーションの条件

- ・県が決定した防潮堤が整備されている
- ・東日本大震災が発生した当時の潮位、および津波高
- ・東日本大震災による地盤が沈下した状態での地盤高

●復興まちづくりの前提となる津波シミュレーション



2. 高台住宅地について

第2回の検討会では、愛宕1丁目、愛宕公園南側、梅翁寺川南側、鉦ヶ崎下町、鉦ヶ崎仲町等の高台に住宅ゾーン（高台移転候補）を設けるという意見がありました。しかし、前ページのシミュレーション結果では、本地区においては、浸水被害は軽微なものとなることが予想されています。したがって、住宅も現在地での再建が可能となることから、素案イメージの図および表から割愛しています。

3. 閉伊川沿いのゾーンの用途・構造制限の記載について

閉伊川沿い、国道45号沿道を商業・サービスゾーンとする意見とともに、「用途・構造制限」を行うという意見が出ていますが、同様に、用途・構造制限を行う必要性が低いことから、その記述を割愛しています。ただし、ゾーンとしての商業・サービス、業務、水産加工の用途を誘導することは、記載しています。

4. 鉦ヶ崎仲町～梅翁寺川南側高台の道路について

連絡道路を設置する案が出ていましたが、上記2. 高台住宅地の候補地の削除に伴い、連絡道路を割愛しています。

5. 市街地内の津波避難ビル

意見のあった津波避難ビルの整備個所をすべて記載していましたが、公営住宅の整備を検討する箇所と近接している箇所を1か所割愛しました。

6. 中央公民館裏の避難道路について

避難道路のうち、中央公民館裏の道路を歩行者用とする案と拡幅して車道とする案が出ていましたが、勾配や回転半径などの面で自動車の通行は現実的に困難なことから歩行者用と記載しました。

